

浜松市学校支援コーディネーター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校と家庭や地域等との連携及び協働の取組を推進するため、浜松市学校支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 コーディネーターは、浜松市学校運営協議会規則（令和元年浜松市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）での協議を受けて、学校の運営に必要な支援に関するコーディネートを行うことを目的に設置する。

(配置)

第3条 浜松市教育委員会（以下「委員会」という。）は、協議会を設置する学校にコーディネーターを配置する。

2 配置人数は、協議会ごとに1人とする。ただし、委員会が特段の理由があると認める場合は、協議会ごとに3人まで配置することができる。

(委嘱)

第4条 協議会を設置する学校の校長（以下「校長」という。）は、学校と家庭や地域との連携及び協働の取組に対して関心及び理解のある者のうちからコーディネーターとなることが適当と認められる者を選出し、委員会に推薦するものとする。

2 コーディネーターは、前項により推薦された者のうちから委員会が委嘱する。

3 コーディネーターの委嘱期間は、委嘱の日からその委嘱の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、補欠又は増員により就任したコーディネーターの委嘱期間は、補欠の場合は前任者、増員の場合は現任者の委嘱期間の残存期間とする。

4 コーディネーターは、再任することができる。

(活動内容)

第5条 コーディネーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 配置された学校（以下「配置校」という。）における支援のニーズの把握に関すること。
- (2) 配置校における支援に活用できる人材情報等の集約に関すること。
- (3) 配置校を支援する個人又は団体との連絡及び調整に関すること。
- (4) 配置校における支援に必要な人材情報等の提供及び実施に関すること。

- (5) 配置校における支援に関する地域等への情報提供に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会又は配置校が必要と認める活動に関すること。
- 2 前項の活動を行うときは、配置校の教職員と連携を図りながら活動を行うものとする。

(活動時間)

第6条 コーディネーターの活動は、1日について午前8時00分から午後4時30分までの間における4時間を基本とする。

2 コーディネーターの活動時間の上限は、協議会ごとに年間360時間とする。ただし、規則第4条で規定する2以上の学校について一の協議会を置く場合は、協議会ごとに年間540時間を上限とする。

3 委員会は、コーディネーターが前項に規定する上限を超えて活動する必要があると認めるときは、活動時間の上限を協議会ごとに年間120時間(規則第4条で規定する2以上の学校について一の協議会を置く場合は、協議会ごとに年間180時間)まで伸長することができる。

(活動状況の報告)

第7条 コーディネーターは、活動実績簿を作成し、配置校に提出しなければならない。

2 配置校の校長は、活動実績簿の記載内容を確認し、委員会に提出しなければならない。

3 コーディネーターが配置校以外の場所で活動する場合には、活動時間、活動場所、活動内容等をあらかじめ配置校に伝え、了承を得なければならない。

(秘密の保持等)

第8条 コーディネーターは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、コーディネーターを退いた後も同様とする。

2 前項のほか、コーディネーターは、委員会又は配置校の運営に著しく支障をきたすような言動をしてはならない。

(活動の停止)

第9条 委員会は、第2条に定める目的の達成に支障があると判断するとき、又は前条に反するときはコーディネーターの活動を停止することができる。

(解嘱)

第10条 委員会は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

- (1) 本人から解嘱の申し出があった場合
- (2) 心身の故障等により、第5条第1項の各号に掲げる活動ができなくなった場合

(3) 第8条に反した場合

(謝礼)

第11条 委員会は、コーディネーターの活動に対し、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。ただし、謝礼の受取を辞退するコーディネーターは、この限りでない。

2 前項に規定する謝礼の金額は、1時間あたり1,000円とする。

(身分)

第12条 コーディネーターは、浜松市職員の身分を有するものではない。

(災害補償)

第13条 コーディネーターの災害補償については、委員会が加入する傷害保険の適用を受けるものとする。

(雑則)

第14条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。